**セーフティーネット保証５号（ロ－２）　　　　　　　　　　　　　 原 油**

**【申請に必要なもの】**

①認定申請書（指定様式 ロ－２）　１部

②認定チェックシート（指定様式 ロ－２）　１部　※事前に計算してください

③誓約書（指定様式）　１部

④委任状（指定様式）※代理申請の場合　１部

⑤履歴事項全部証明書（登記簿謄本）取得後３か月以内の原本または写し　１部

　※個人事業主の場合は確定申告書の写し

⑥許認可証の写し（許認可が必要な業種の場合）　１部

⑦会社概要または会社案内のパンフレットやホームページ等　１部

（資本金、従業員人数、事業内容等が記載されたもの）

⑧認定申請書等に記載されている内容（売上高等）が確認できる資料　１部

　・最近１ヶ月間及び前年同期の主たる業種及び企業全体の原油等の平均仕入単価が確認

できる資料（注１）

・直近決算における主たる業種及び企業全体の原油等の仕入価格及び売上原価が確認で

きる資料（注２）

・最近３ヶ月及び前年同期３ヶ月の主たる業種及び企業全体の原油等の月別仕入価格及

び月別の売上高が確認できる資料（注３）

|  |
| --- |
| 書類の例　（注１）仕入伝票、領収書、納品書の写し等  　　　　　（注２）決算書、確定申告書の写し等  　　　　　（注３）領収書、納品書、仕入伝票、損益計算書、試算表、売上帳の写し等 |

**【申請と認定の手続きについて】**

１）上記書類がそろいましたら、若狭町観光商工課に提出してください。

２）認定申請にあたっては、すべて実印（法人にあっては会社印）を使用してください。

３）認定申請にあたっては、１週間ほど余裕をもってお申し込みください。

認定書ができましたら申請者に電話連絡いたしますので、観光商工課まで直接受取に

おこしください。

４）委任状による金融機関の代行も可能です。

５）若狭町長の認定を受けた後、認定書の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に提出してください。

お問合せ　若狭町観光商工課

電話：0770-45-9111　FAX:0770-45-1115